

青森県報

第七百九十四号

令和六年
七月三十一日
(水曜日)

目 次

規 則

○青森県特定都市河川浸水被害対策法施行細則……………(河川砂防課) ……一
○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……三

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退……………(障 社が課い) ……三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……三

○特定都市河川浸水被害対策法による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定……………(河川砂防課) ……三

公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病 院 課 局) ……五

規 則

青森県特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和六年七月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十七号

青森県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行については、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第百六十四号)及び青森県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和六年七月青森県条例第三十四号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書)

第二条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項(法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

表

第 号	身 分 証 明 書
所 属 職 氏 名	写真貼付
年 月 日 生	
年 月 日 交 付	
年 月 日 限 り 有 効	
青森県知事 	
----- 特定都市河川浸水被害対策法(抜粋)	
<p>(立入検査)</p> <p>第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地(対策工事に係る建築物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	

裏

(測量又は調査のための土地の立入り等)

第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者若しくは、第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の指定又は第44条第1項の規定による保全調整地の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入る者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入る場合においては、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用する者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8～10 略

第85条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一・二 略

三 第42条第1項又は第74条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第77条第7項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げたとき。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A6縦長とする。
- 2 この用紙は、中央の点線の所から二つ折りとする。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十八号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四百八十八条本文中「見積書」の下に「（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。第九節において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和六年八月一日から施行する。

告 示

青森県告示第四百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和六年七月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
-----	-------	---------

すかい薬局

青森市花園二丁目四三の一五

令和六・六・三〇

青森県告示第四百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年七月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションナーシングホーム弘前	弘前市大字石渡四丁目一三の一八	令和六・八・一
すかい薬局	青森市花園二丁目四三の一五	〃
ハッピー調剤薬局平川尾上店	平川市尾上栄松四八の一	〃

青森県告示第四百三十二号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第五項及び同項後段において準用する同条第三項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課、中南地域県民局地域整備部及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定都市河川

中村川水系

名称	区間	
	上流端	下流端
中村川	右岸 弘前市大字常盤野字上 中村山国先 弘前市大字常盤野字上 中村山国先 へ	海に至る場所
	左岸 弘前市大字常盤野字上 中村山国先 弘前市大字常盤野字上 中村山国先	
徳明川	右岸 西津軽郡鰺ヶ沢町大字 六の二地先 中村町字上清水崎一 一	中村川への合流点
	左岸 西津軽郡鰺ヶ沢町大字 西津軽郡鰺ヶ沢町一 中村町字上清水崎二 の七地先	
堀切川	右岸 西津軽郡鰺ヶ沢町大字 芦沼町字上菅蒲沢一 の二地先	中村川への合流点
	左岸 西津軽郡鰺ヶ沢町大字 芦沼町字上菅蒲沢二 の三地先	

二 特定都市河川流域

弘前市及び西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

青森県告示第四百三十三号

特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)第九条第二項の規定により、令和六年七月三十一日青森県告示第四百三十二号をもって特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第五項後段において準用する同条第三項の規定により指定した特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定めるので、同令第九条第二項の規定により公示する。

令和六年七月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

時	降雨波形：中央集中型 生起確率：10年-1度		2時間総雨量 ：149.1mm	
	分	降雨強度 (mm/h)	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	2.0	0-10	56.3
	10-20	2.0	10-20	30.2
1	20-30	2.0	20-30	21.5
	30-40	2.0	30-40	17.0
2	40-50	2.0	40-50	14.3
	50-60	2.1	50-60	12.4
3	0-10	2.1	0-10	11.0
	10-20	2.1	10-20	9.9
4	20-30	2.1	20-30	9.0
	30-40	2.2	30-40	8.3
5	40-50	2.2	40-50	7.8
	50-60	2.2	50-60	7.3
6	0-10	2.2	0-10	6.8
	10-20	2.3	10-20	6.5
7	20-30	2.3	20-30	6.1
	30-40	2.3	30-40	5.9
8	40-50	2.4	40-50	5.6
	50-60	2.4	50-60	5.4
9	0-10	2.4	0-10	5.1
	10-20	2.4	10-20	5.0
10	20-30	2.5	20-30	4.8
	30-40	2.5	30-40	4.6
11	40-50	2.6	40-50	4.5
	50-60	2.6	50-60	4.3
12	0-10	2.6	0-10	4.2
	10-20	2.7	10-20	4.1
13	20-30	2.7	20-30	4.0
	30-40	2.8	30-40	3.9
14	40-50	2.8	40-50	3.8
	50-60	2.9	50-60	3.7
15	0-10	2.9	0-10	3.6
	10-20	3.0	10-20	3.5
16	20-30	3.0	20-30	3.4
	30-40	3.1	30-40	3.4
17	40-50	3.1	40-50	3.3
	50-60	3.2	50-60	3.2
18	0-10	3.2	0-10	3.2
	10-20	3.2	10-20	2.4
19	20-30	3.2	20-30	2.3
	30-40	3.2	30-40	2.3
20	40-50	3.2	40-50	2.3
	50-60	3.2	50-60	2.2
21	0-10	3.2	0-10	2.2
	10-20	3.2	10-20	2.2
22	20-30	3.2	20-30	2.1
	30-40	3.2	30-40	2.1
23	40-50	3.2	40-50	2.1
	50-60	3.2	50-60	2.1

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年七月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

- 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 契約の方法
一般競争入札
- 落札者を決定した日
令和六年六月二十七日
- 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 落札金額
一リットル 九十三円十七銭
- 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 入札の公告を行った日
令和六年二月十三日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭